

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (2件) (漁業管理課)	1

告 示

高知県告示第259号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成27年7月高知県告示第434号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和元年7月20日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

令和元年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

安満地加入区

高知県告示第260号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成27年7月高知県告示第437号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和元年7月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

令和元年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

芸西加入区